

天津大野木マイツニューズレター

9月号

2006年9月1日 担当：安達 友信

外商投資企業の中国国産設備購入後の企業所得税控除制度

前月号では、外商投資企業が中国国産設備を購入に係る増値税還付税制についてご紹介いたしましたが、今月号は、もう一つの中国国産設備購入に係る優遇税制である、企業所得税控除制度についてご紹介いたします。

(中国国産設備購入による投資に係る外資企業所得税税額控除制度)

1. 内容

奨励・制限乙類の外国投資企業による中国国産設備投資、あるいは外国投資企業による生産設備革新を目的とする投資については、国産設備購入額の40%を、当年度外資企業所得税のうち前年の外資企業所得税に比して増加した部分から控除する事ができる。また、控除しきれない場合は控除未済額を5年間繰り越す事ができます。

2. 適用要件

(1) 奨励・制限乙類の外国投資企業

外国投資企業が投資総額の範囲内で購入する国産設備に関して、「外国投資産業指導目録」の奨励類、制限乙類の投資プロジェクトに属する場合

(2) 生産設備革新のための国産設備

外国投資企業が経済的利益の向上、品質向上、製品開発、輸出拡大、コスト削減、廃棄物整備、労働保全等を目的とし、先進的・実用的な新技術により現有する生産設備の革新のために投資総額の範囲内で国産設備を購入した場合

3. 還付対象となる国産設備の要件

- (1) 国内企業が製造した生産・経営用設備をいい、機械、機器、運搬具、設備、器具、工具等をいう。測量・検査用設備を含み、固定資産管理されない工具、器具等は含まれない。
- (2) 生産ラインやプラントの場合、中国国内で製造され、購入時に個別の固定資産として実態を有する部分のみ対象。
- (3) 上記設備は、未使用国産設備であり、投資者が現物出資したものは含まない。
- (4) 輸入物品により簡易に組み立てられた設備は国産設備とはみなされない。

4. 税額控除額

(1) 対前年比増加額 = 設備購入年度企業所得税額 - その前年の企業所得税額

(2) (1)の金額 < 設備購入金額(増値税込み) × 40% の場合

設備購入年度企業所得税額から、設備購入金額の40%の金額を控除する事ができる。

(3) (1)の金額 > 設備購入金額(増値税込み) × 40% の場合

控除しきれない金額は、次年度以降の企業所得税額から、対前年比増加額を限度として控除未済額を控除する事ができる。繰越期間は最長5年間とする。(減免税優遇政策を享受する外商投資企業はその繰越期間を最長7年とすることができる。)

5. 監督期間

設備購入後5年間は所轄の税額還付主管部門が管理監督。

当該監督期間内に当該設備の譲渡・贈与・貸与・再投資の各行為があった場合には、その時点ですでに控除を受けた税額を追加納付しなければならない。

6. 外資企業所得税控除申請の手続き(下記記載事項は一般的な手続きの流れです。実際の手続きを行なう際には所轄税務局にお問合せください。)

(1) 所轄税務局へ控除申請。**申請は国産設備購入後2ヶ月以内**にしなければならない。

設備の購入日は原則発票発行日とされ、分割払い又は買掛け方法で取得する場合には、設備の到着日とされる。

(申請必要書類)

- 外商投資企業及び外国企業の国産設備購入投資に関する企業所得税の控除・免除申請表
- 営業許可証副本コピー
- 税務登記証副本コピー
- 主管部門のプロジェクト批准書のコピー
- 設備購入契約書の写し
- 設備購入に係る増値税発票
- 税込(輸出貨物専用)納付書のコピー
- 税務機関が要求するその他の資料

(2) 税務機関は、上記(1)の申請受理後1ヶ月以内に審査・認可しなければならないとされている。

承認する場合には承認書類を申請企業に交付する。

(3) 申請企業は、年度終了後4ヶ月以内に行う外資企業所得税の確定申告書提出時に、当該申告書に設備控除額を記載し、以下の資料を提出する。

(確定申告書添付書類)

- 外商投資企業及び外国企業の国産設備購入投資における外資企業所得税控除・免除の総括審査確認表
- 購入設備に係る増値税発票
- 外商等私企業及び外国企業の国産設備購入による外資企業所得税控除・免除明細表

【根拠条文】

「外国投資企業及び外国企業の国産設備購入による投資に係る企業所得税の税額控除に関する通達」(財税字[2000]第049号)、「外国投資企業及び外国企業の国産設備購入による投資に係る企業所得税の税額控除の管理弁法」(国税発[2000]090号)

7. まとめ

前号と本号2回に分けて、国産設備購入に係る優遇税制をご紹介いたしました。これらの適用要件を満たし必要な手続きを行い、増値税還付も企業所得税税額控除も双方適用を受ける事ができれば相当の節税効果が得られます。

特に本号の企業所得税税額控除は控除未済額の繰越も認められるため、本年はあまり利益がでてないという場合も、翌年以降の税額より控除できる可能性があるため、国産設備を購入する計画のある企業は申請をご検討された方がよいでしょう。

(完)